

# 虐待防止（高齢者・障がい者）のための指針

## -ケアビジョン-

### 1. ケアビジョンにおける虐待防止に関する基本的考え方

#### ケアビジョンの誓い

私たちは、困っている人を助けるために、情熱をもって、断らない介護を実践しています。

私たちは、ご利用者様の家庭での安心した豊かな生活のために、真心を込めて、一生懸命に介護をしています。

私たちは、家族を超える愛情で、ご利用者様とご家族に寄り添っています。

私たちは、うわさ話、かげ口を言わず、どんな時でも笑顔で感謝しています。

私たちは、ご利用者様の尊厳を守り、誠実に行動し、地域と社会と信頼関係を築いています。

『ケアビジョンでは、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、ケアを必要とする方の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。』

### 2. 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理

由もなく利用者の行動を制限すること。

#### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、意図的に無視する、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### (6) セルフネグレクト

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態のこと。

### 3. 権利擁護・虐待防止委員会に関する事項

(1) けあビジョンでは、虐待発生防止に努める観点から、「権利擁護・虐待防止委員会（以下 委員会）」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は株式会社ビジュアルビジョン けあビジョン 運営管理課長が委員長を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。委員（虐待防止マネジャー）はセンター長またはセンター責任者もしくは管理者とします。

(2) 身体拘束適正化については、同日開催とします。

(3) 委員会は、概ね年1回以上開催します。

(4) 適正化のための指針の整備

(5) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

①身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施した場合の解除の検討

③身体拘束廃止に関する職員への指導

④提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること

- ⑤職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関する事
- ⑥虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事
- ⑦職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑧虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑨再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

#### 4. 権利擁護・虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

- ・高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・権利擁護事業・成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(2) 研修実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

#### 5. 虐待またはその疑い（以下虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

(1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿っ

て対応しなければならない。

(2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

(3) 居宅内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 委員会は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに利用者様の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、委員（虐待防止マネジャー）へ報告し、委員（虐待防止マネジャー）は委員長に報告します。委員長は委員会を開催し、委員は速やかに市町村に通報しなければならない。

(5) 必要に応じて、関係機関に対して説明し、報告を行う。

(6) 報告、解決の手順は権利擁護・高齢者虐待防止マニュアル参照。

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者(センター長)に報告します。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

(4) 苦情相談窓寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 9. 指針の閲覧に関する事項

利用者様・ご家族様等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、センター内の職員が自由に閲覧できる場所に設置し、いつでも自由に閲覧することができます。

## 10. 適切に実施するための虐待防止に関する責任者選定及び設置に関する事項

虐待防止責任者（担当者）は管理者とする。

## 1 1, その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会やケアビジョン、協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

## 1 2, 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和5年7月1日より施行する。

この指針は、令和7年2月1日より施行する。